

## 質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第42号	件 名	令和6年度庄内下水処理場水処理施設表面保護工事
No	質疑事項	回 答	
1	特記仕様書 第3条 特記仕様書第3章に「劣化部除去の施工前に中性化深さの確認を行うこと。確認を行う箇所や箇所数については、発注者と協議を行い、決定すること。」と記載がございますが、設計書に項目がございません。設計変更の対象となるのでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。	
2	積算基準書について 適用する積算基準書は、①大阪府都市整備部 建設工事積算基準(令和5年度:令和5年8月1日改定)、②令和5年度 国土交通省 土木工事標準積算基準書、③下水道用設計標準歩掛表(令和5年度版)、④橋梁架設工事の積算(令和5年度版)と考えてよろしいでしょうか。その他にも使用されている積算基準がございましたら、ご教示願います。	質疑の通りです。 その他として、非破壊検査標準積算資料(第11版)を使用しております。	
3	本工事で現場環境改善費は計上されているのでしょうか。計上されている場合、「市街地」「市街地以外」のどちらで計上されていますか。ご教示願います。	現場環境改善費は、計上しておりません。	
4	市販単価(建設物価・積算資料)は二誌安値を採用されていますか。ご教示願います。	質疑の通りです。	

5	<p>機械賃料の長期割引について、  ①全て長期割引有りを採用。  ②全て長期割引無しを採用。  ③使用期間によって区分。  のいずれを採用されていますか。③の場合はそれぞれ長期割引有りを採用している機械、長期割引無しを採用している機械をご教示願います。</p>	<p>機械賃料は全て長期割引を適用しております。</p>
6	<p>特記仕様書 第19条 4週8休工事について  労務補正については、「大阪府4週8休工事実施要領」によるとありますが、①4週8休工事実施要領(令和6年3月以前)、②大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領(令和6年4月以降)のうち、①を適用すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
7	<p>特記仕様書 第18条  (共通仮設費率・現場管理費率補正)地域補正市街地(DID補正)(2)で算出。と記載されていますが、補正係数は、令和5年度 国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)の(DID補正)(1)-3の共通仮設費率:1.2、現場管理費率:1.1を見込んでいると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
8	<p>共通仮設費率の補正について、大阪府都市整備部の建設工事積算基準1-55に基づいて  ①補正後の率=補正前の率×施工地域補正係数(※小数点第3位四捨五入2位止め)  ②週休2日補正後の率=補正後の率×週休2日の補正係数(※小数点第3位四捨五入2位止め)  として算出されていますか。異なる場合は補正後の率の算出方法をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>

9	<p>現場管理費率の補正について、は大阪府都市整備部の建設工事積算基準1-55に基づいて</p> <p>①補正後の率＝補正前の率×施工地域補正係数(※小数点第3位四捨五入2位止め)</p> <p>②週休2日補正後の率＝補正後の率×週休2日の補正係数(※小数点第3位四捨五入2位止め)</p> <p>として算出されていますか。異なる場合は補正後の率の算出方法をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
10	<p>一般管理費等の端数調整について、大阪府都市整備部の建設工事積算基準1-4に基づいて工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上とされていますか。異なる場合は端数処理の手法をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
11	<p>設計書内の代価表について、施工パッケージ採用を採用されている単価の端数処理は、有効数字4桁、5桁目以降は切り上げで算出されていますか。異なる場合は端数処理の手法をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
12	<p>設計書内の代価表について、諸雑費率が計上されている場合、端数処理は下記のいずれを採用されていますか。</p> <p>①代価表の合計金額が有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で計上</p> <p>②代価表の合計金額が円単位になるように所定の諸雑費率以内で計上</p> <p>③その他</p> <p>③その他の場合は端数処理の手法をご教示願います。</p>	<p>合計金額が有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上しております。</p>
13	<p>設計書-第1号内訳書-第3号代価表 「劣化部除去工 除去厚20mm 超高压洗浄」について、「水」は計上されているのでしょうか。計上されている場合、単価の採用先をご教示願います。</p>	<p>超高压洗浄に使用する水は計上しておりません。</p>

14	<p>設計書-第1号内訳書-第3号代価表  「劣化部除去工 除去厚20mm 超高压洗浄」について、「水」は計上されているのでしょうか。計上されている場合、処分費扱いと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質疑No.13と同様となります。</p>
15	<p>設計書-第1号内訳書-第3号代価表  「劣化部除去工 除去厚20mm 超高压洗浄」について、超高压水発生装置圧力240MPaの損料率もしくは損料率の適用先をご教示願います。</p>	<p>令和5年度建設機械等損料表における  超高压洗浄機の損料率を準用しております。</p>
16	<p>設計書-第1号内訳書-第3号代価表  「劣化部除去工 除去厚20mm 超高压洗浄」について、超高压水発生装置圧力240MPaで計上されている燃料は①ガソリン②軽油のいずれを採用されていますか。ご教示願います。</p>	<p>ガソリンを採用しております。</p>
17	<p>設計書-第1号内訳書-第3号代価表  「劣化部除去工 除去厚20mm 超高压洗浄」について、工事用水中モーターポンプ運転は賃料のみの計上でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
18	<p>設計書-第1号内訳書  特記仕様書-第18条  「濁水処理工 8~10m<sup>3</sup>/h」について、特記仕様書に公表されている単価をそのまま1式で適用していると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>質疑の通りです。</p>

19	<p>設計書-第1号内訳書 鉄筋工SD345 D13,D16について、異形棒鋼の単価は①大口②小口のいずれの価格を採用されていますか。ご教示願います。</p>	<p>小口を採用しております。</p>
20	<p>設計書-第1号内訳書-第9号代価表 機械式継手工 「機械式継手 モルタル充填継手D16」について、土木工事標準単価ではモルタル充填継手は適用外となっていますが下記のいずれを採用されているのでしょうか。 ①現場接合費と材料を合わせて見積 ②現場接合費は見積、材料は公刊単価(スリムスリーブS5U 240mm D16用)を採用 ③その他 見積の場合は公表、③その他の場合は単価の採用先をご教示願います。</p>	<p>モルタル充填継手は、公刊単価から材料費のみ採用しております。</p>
21	<p>設計書-第1号内訳書 カッター入れ(空気管ピット等)について、公共建築工事標準単価積算基準(令和5年度版)の歩掛を適用されているのでしょうか。適用されている場合、諸雑費率をご教示願います。異なる場合は歩掛の適用先をご教示願います。独自歩掛を適用されている場合は、公表をお願いいたします。</p>	<p>公刊単価を比較し、安価となる単価を採用しております。</p>
22	<p>設計書-第2号内訳書-第10号代価表 断面修復工-補修圧50mm 吹付工法 天井部について、下水道用設計標準歩掛表令和5年度-第2巻 ポンプ場・処理場-P39には施工厚みが40mm以下までとなっていますが、歩掛は20mm以上30mm未満の員数を2倍として算出されているのでしょうか。異なる場合は歩掛の算出手法をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>

23	<p>設計書-第2号内訳書-第10号代価表  断面修復工-補修圧50mm 吹付工法 天井部について、「断面修復モルタル(ポリマーセメントモルタル)」について、公刊単価を採用されていますか。公刊単価を採用の場合、1m<sup>3</sup>当りに計上されている数量「kg」をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。  1m<sup>3</sup>あたり1925kgとなります。</p>
24	<p>設計書-第3号内訳書-第18号代価表  表面保護工について、歩掛の適用先をご教示願います。独自歩掛を適用の場合は公表をお願いいたします。</p>	<p>歩掛り見積を採用しております。  採用している歩掛は以下となります。</p> <p>土木一般世話役:1人  塗装工:5人  普通作業員:2人</p>
25	<p>設計書-第4号内訳書-第19号代価表  仮設工-足場工(くさび支保f≤40 t≤120)について、国土交通省の積算基準を適用されていると思われませんがクレーンが控除されています。労務の数量は積算基準と同様と考えてよろしいでしょうか。歩掛数量を変更されている場合は公表をお願いいたします。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
26	<p>設計書-第4号内訳書  仮設工-シート養生(施工部9ヶ月)について、公刊物の災害防止施設-垂直養生-外部 養生シート張り 9カ月を採用されているのでしょうか。異なる場合は、単価の採用先をご教示願います。</p>	<p>シート養生の単価は、670円/架m<sup>2</sup>で積算願います。</p>
27	<p>設計書-第4号内訳書-第21号代価表  仮設工-剥落防止ネット撤去工について、歩掛の適用先をご教示願います。独自歩掛を適用の場合は公表をお願いいたします。</p>	<p>歩掛り見積を採用しております。  採用している歩掛は以下となります。</p> <p>土木一般世話役:0.5人  普通作業員:1人</p>

28	<p>設計書-第4号内訳書  特記仕様書 第18条  仮設工-養生設備工(集塵機6ヶ月)について、特記仕様書に公表されている1台当りの金額は6ヶ月分の価格と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
29	<p>設計書-第5号内訳書-第29号代価表  付帯工-荷役機械賃料について、2.5tフォークリフト(バッテリー式)の単価が公刊物にはございません。単価の採用先をご教示願います。</p>	<p>国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)の建設機械運転労務等を採用しております。  単価は運転手(特殊)1人と機械損料1日を計上しており、機械損料は令和5年度建設機械等損料表から採用しております。</p>
30	<p>設計書-第5号内訳書-第30号代価表  付帯工-アンカーボルト設置撤去工について  アンカーボルト設置工 ケミカルアンカー材工の単価は建築工事市場単価を採用されているのでしょうか。異なる場合は適用先をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
31	<p>設計書-第5号内訳書-第31号代価表  付帯工-アンカーボルトガス切断工について、歩掛の採用先は橋梁架設工事の積算令和5年度版でよろしいでしょうか。異なる場合は歩掛の適用先をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
32	<p>設計書-第5号内訳書-第32号代価表  付帯工-小規模ガス切断切削仕上工について歩掛の適用先は橋梁補修補強工事・積算の手引き令和5年度版でよろしいでしょうか。異なる場合は歩掛の適用先をご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>

33	<p>設計書-本工事費内訳表-共通仮設費(積上)  特記仕様書 第18条  計上されている運搬費の数量(t)数をご教示願います。</p>	<p>架台数量一覧表(図面番号42)に示している全重量となります。</p>
34	<p>設計書-本工事費内訳表-共通仮設費(積上)  特記仕様書 第18条  運搬費の数量(t)数が公表できない場合、計上している数量は、図面42/42架台数量一覧表より、  ①上部工(主桁H250)50.738t+(リキマン)0.325t+(覆工板)298.070t+(敷鉄板)6.647t=355.780t  ②下部工(桁受)17.200t+(調整材、キリンジャッキ)17.933t+(リキマン)4.199t=39.332t  ①+②=395.112t  よろしいでしょうか。異なる場合は計上されている項目、あわせてまるめ処理をご教示願います。</p>	<p>計上している数量は、質疑No.33と同様となります。  重量の端数処理について、小数点以下は切り捨てとなります。</p>
35	<p>設計書-本工事費内訳表-共通仮設費(積上)  特記仕様書 第18条  技術管理費について、鉄筋探査(打合せ・計画・準備、測定、判定・報告書)の各種歩掛の適用先をご教示願います。</p>	<p>各種歩掛においては、  非破壊検査標準積算資料(第11版)令和4年6月を適用しております。</p>
36	<p>設計書-本工事費内訳表-共通仮設費(積上)  特記仕様書 第18条  技術管理費-鉄筋処理工について、計上されている数量は劣化部除去工の項目内の鉄筋処理工の長さの合計としてよろしいでしょうか。</p>	<p>質疑の通りです。</p>



37	設計書-本工事費内訳表-共通仮設費(積上)-第35号代価表 鉄筋探査(打合せ・計画・準備)について、計上されている件数 をご教示願います。	1件を計上しております。
38	設計書-本工事費内訳表-共通仮設費(積上)-第36号代価表 鉄筋探査(測定)について、計上されている日数をご教示願 います。	1日を計上しております。
39	設計書-本工事費内訳表-共通仮設費(積上)-第37号代価表 鉄筋探査(判定・報告書)について、計上されている日数をご教 示願います。	1日を計上しております。
40	配置図(豊中市庄内下水処理場一般平面図) 資機材の運搬経路、搬入口に使用可能な場所を図示願いま す。	図面番号3の㊶-㊸通り付近のシャッターを 搬入口として想定しております。 また、搬入口から施工部までの㊶通り沿い通路を 運搬経路として想定しております。
41	設計書-本工事費内訳表-代価表 その他標準歩掛の員数等、変更されている項目がございました ら公表をお願いいたします。	第11号、第12号、第13号、第17号代価表の歩掛については、 質疑No.22と同様の考え方となります。

42	<p>設計書-本工事費内訳表-第34号代価表          仮設材の運搬費(基本運賃)が1t当りの数量が2tになっていますが片道の運搬費×2回と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>質疑の通りです。</p>
43	<p>設計書-本工事費内訳表-第35号～第37号代価表          鉄筋探査(打合せ・計画・準備、測定、判定・報告書)の各種労務費について、週休2日補正(4週8休)は掛かっていないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>鉄筋探査の労務費においても4週8休補正を計上しております。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp